

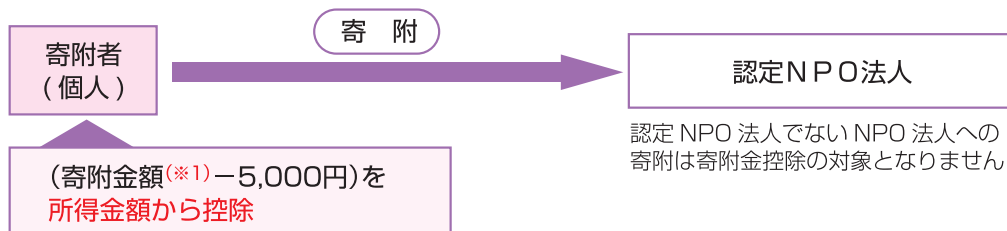
認定NPO法人の寄附者に対する税の優遇措置とは？

個人が寄附をする場合



所得税(国税)の寄附金控除

個人が認定NPO法人に寄附をした場合、**所得税(国税)の計算において、寄附金の額^(※1)から5,000円を差し引いた額が所得金額から控除**されます。つまり、この分には、所得税が課税されません。



(※1)

認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金のほか、国・地方公共団体、特定公益増進法人等に対する寄附金も含まれます。また、寄附をした人の所得金額の40%が上限です。

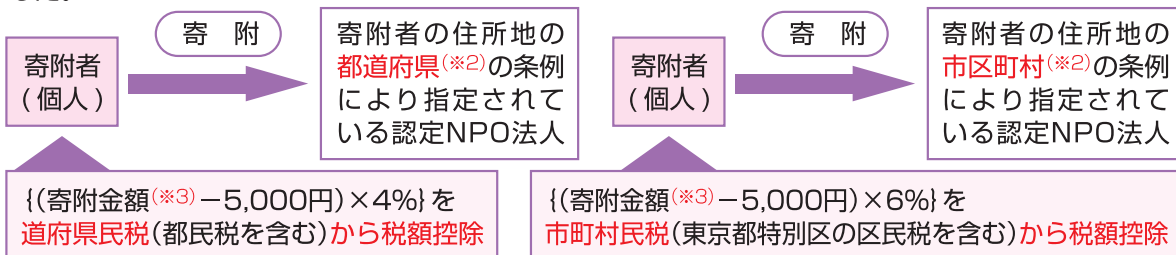
優遇措置を受けるための手続

確定申告書に所要事項を記載の上、次の書類を添付又は提示して税務署に提出する必要があります。

- 寄附先の認定NPO法人が発行する所要事項の記載された受領書

個人住民税(地方税)の寄附金控除

認定NPO法人のうちから都道府県又は市区町村が条例で指定した法人に個人が寄附した場合、**個人住民税(地方税)の計算において、寄附金控除が適用**される仕組みが平成20年度改正で新たに導入されました。



(※2) 寄附金控除を受けるには、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在に、その都道府県や市区町村に住所を有する必要があります。

(※3) 都道府県・市区町村、住所地の共同募金会及び日本赤十字社支部等に対する寄附金も含まれます。寄附をした人の所得金額の30%が上限です。

優遇措置を受けるための手続

ケース1 所得税(国税)の確定申告書を税務署に提出する方

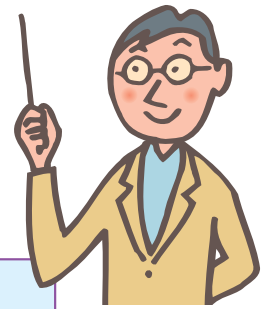
- 「確定申告書」の提出時に、「寄附金受領証明書」を添付し税務署に提出する必要があります。

ケース2 所得税(国税)の確定申告書を税務署に提出しない方

- 「道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載の上、「寄附金受領証明書」を添付し、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在、住所を有する市区町村に提出する必要があります。(この場合、所得税(国税)の寄附優遇を受けられません)

法人が寄附をする場合

法人税(国税)の計算において、認定NPO法人に対する寄附金^(※1)は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。つまり、最大で一般寄附金分と別枠分の寄附金が損金算入できることとなり、この分には法人税が課税されません。^(※2)



NPO 法人への寄附

一般の寄附金に係る損金算入限度額^(※3)

認定 NPO 法人への寄附

認定NPO法人等に対する寄附金に係る損金算入限度額^(※4)

+

一般の寄附金に係る損金算入限度額^(※3)



- (※1) 認定NPO法人に対する寄附金のほか、特定公益増進法人等に対する寄附金も含まれます。
- (※2) 地方税(法人住民税法人税割・法人事業税)についても同様の取扱いとなっています。
- (※3) $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/2$
- (※4) $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 5.0\%) \times 1/2$

平成20年度改正により、別枠分の損金算入限度額の所得基準が2.5%から5%と**2倍**になりました。

企業が、お金ではなく製造している自社製品を提供したいという場合、お金の寄附に加え、こうした物品の提供も寄附として取り扱うこととなります。

優遇措置を受けるための手続

確定申告書に所要事項を記載の上、次の書類を添付して税務署に提出する必要があります。

- 1事業年度に支出した寄附金のリスト(明細書)
また、次の書類を保存しておく必要があります。
- 寄附先の認定NPO法人が発行する所要事項の記載された受領書



相続又は遺贈により財産を取得した方が相続財産の寄附をする場合

相続税(国税)の計算において、認定NPO法人に対し寄附をした相続財産は、相続税の課税対象から除かれます。(ただし、相続税の申告期限までに寄附する場合があります)

※NPO法人への相続財産の寄附は相続税の課税対象に含まれます。

優遇措置を受けるための手続

相続税の申告書に所要事項を記載の上、次の書類を添付して税務署に提出する必要があります。

- 寄附した相続財産のリスト(明細書)
- 寄附先の認定NPO法人が発行する所要事項の記載された受領書